

分類	事業名 (対象者・内容)
子育て支援	<p>桐生ならではの特色ある教育</p> <p>対象者： 内 容： (1) サイエンスドクター事業(群馬大学理工学府の院生を中学校等へ派遣) (2) 織物体験事業(伝統文化である織物を授業で体験) (3) 未来創生塾(産・学・官・民が連携して実施する特別教育プログラム) (4) 黒保根町国際理解推進事業(東京にある西町インターナショナルスクールとの交流や、外国人講師による保育園から小・中学校まで一貫した英会話活動を実施)</p> <p>問合せ： (1) 《教育支援室 教育支援係》 TEL：0277-46-1111 (内線688) (2) 《学校教育課 指導係》 TEL：0277-46-1111 (内線647) (3) 《生涯学習課 社会教育係》 TEL：0277-46-1111 (内線651) (4) 《生涯学習課 黒保根公民館》 TEL：0277-96-2501</p>
	<p>第3子以降給食費補助事業(小・中学校)</p> <p>対象者： 第3子以降の小・中学生 内 容： 市内公立小・中学校における第3子以降の給食費の無償化 私立等小・中学校における第3子以降の給食費の補助金</p> <p>問合せ： 《教育委員会教育部総務課 学校給食中央共同調理場》 TEL：0277-45-0003</p>
	<p>保育園・認定こども園保育料無料化事業 【第3子以降保育料無料化】</p> <p>対象者： 第3子以降の保育園・認定こども園園児 内 容： 保育園・認定こども園における第3子以降の保育料の無料化</p> <p>問合せ： 《子育て支援課 園児サービス係》 TEL：0277-47-1152</p>
	<p>地域子育て支援センター【子育て支援センター】</p> <p>対象者： 子どもを養育している家庭 内 容： 市内に11ヶ所の支援センターを設置し、子育て中の親子が交流できる場の提供や交流の促進、育児相談、地域の子育て関連情報の提供を実施</p> <p>問合せ： 《子育て相談課 子育て支援センター》 TEL：0277-46-5031</p>
	<p>放課後児童健全育成事業【放課後児童クラブ】</p> <p>対象者： 仕事等で保護者が昼間家庭にいない小学生(6年生まで受入可) 内 容： 市内すべての小学校において、放課後から19時まで、学校の余裕教室などを利用し、遊びや生活の場を提供。第3子以降の保育料無料。</p> <p>問合せ： 《子育て支援課 子育て支援係》 TEL：0277-47-1152</p>
	<p>ファミリーサポートセンター事業</p> <p>対象者： 桐生市・みどり市に在住・在勤・在学の方で、手助けを必要とする方 内 容： 育児支援(0歳～小学校6年生まで) ・保育園、認定こども園、幼稚園、小学校の登園登校前又は降園下校後の子どもの預かり ・病児、病後児の預かりや保育施設までの送迎 など 介護支援 ・食事の準備や後片付け ・買い物や薬の受け取り代行 など 利用料 1時間あたり(1人につき)700円から1,600円です。 利用日時などによって異なります。 ※利用料の助成有り</p> <p>問合せ： 《子育て支援課 子育て支援係》 TEL：0277-47-1152</p>
	<p>屋内遊戯場「キノピーランド」</p> <p>対象者： 0歳～小学校6年生まで(保護者同伴) 内容： 天候に左右されることなく子どもと保護者が交流しながら遊ぶことができる施設です。相談スタッフが常駐し、子育ての悩みを相談できます。 定員 70人程度 ※保護者1人につき子ども3人まで入場可 利用時間 平日9：20～17：05までの5区分(1区分75分) 土日10：15～15：45までの4区分(1区分75分) 利用料 子ども1人1区分につき100円(保護者無料) 休場日 毎週水曜日、祝日、年末年始 ※新型コロナウイルス感染症等の状況により変更等する場合があります。 最新の状況は桐生市のホームページでご確認ください。</p> <p>問合せ： 《子育て相談課 子育て支援センター》 TEL：0277-46-5031</p>

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p>奨学資金貸与</p> <p>対象者： 桐生市に住所を有する世帯の中で、就学意欲を持つ学生又は生徒であって経済的理由により修学困難な方（大学、短大、高専、高校、専修学校（修学年数2年以上の高等専修学校及び専門学校）に在学もしくは入学しようとする方）</p> <p>内 容： 就学意欲を持つ学生又は生徒であって経済的理由により修学困難な方に対して奨学金を貸与（金額は年額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学生：408,000円 ・短大生：300,000円 ・高校生：96,000円 ・専修学校生（専門課程）：300,000円 ・専修学校生（高等過程）：96,000円 ・高等専門学校生：180,000円 <p>※専修学校生（専門課程及び高等過程）：修学年数2年以上</p> <p>問合せ：《教育委員会教育部総務課 庶務係》 ☎：0277-46-1111（内線643）</p>
	<p>子ども医療費無料化</p> <p>対象者： 中学校卒業までの子ども</p> <p>内 容： 医療費（入院・外来ともに）について無料化を実施（群馬県内の市町村で一律実施）</p> <p>問合せ：《医療保険課 医療助成係》 ☎：0277-46-1111（内線260）</p>
	<p>不妊治療費助成事業</p> <p>対象者： 不妊治療を行っていて次のいずれにも該当する夫婦</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夫か妻の一方又は両方が申請日の1年以上前から桐生市に住所を有する ・医療保険に加入している ・市税及び国保税の滞納がない <p>内 容： 不妊治療に要する医療費の一部を助成（当該年度内の不妊治療に要する夫婦負担額（県の助成額を差し引いた額）の2分の1 上限：年額10万円）</p> <p>※助成金の申請：1年度（4月1日～翌年3月31日）につき1回</p> <p>問合せ：《子育て相談課 母子保健係》 ☎：0277-43-2003・43-2009</p>
	<p>不育症治療費助成事業</p> <p>対象者： 妊娠しても流産や死産を繰り返す、不育症の治療を行っていて次のいずれに該当する夫婦</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夫か妻の一方又は両方が申請日の1年以上前から桐生市に住所を有する ・医療保険に加入している ・市税及び国保税の滞納がない <p>内 容： 不育症の治療に要する医療費の一部を助成（当該年度内の不育治療に要する治療費の2分の1 上限：年額20万円）</p> <p>※助成金の申請：1年度（4月1日～翌年3月31日）につき1回</p> <p>問合せ：《子育て相談課 母子保健係》 ☎：0277-43-2003・43-2009</p>
	<p>産婦健康診査事業</p> <p>対象者： 桐生市内に住所を有する産婦</p> <p>内 容： 医療機関や助産所で行う、産後2週間程度の健診。産婦の体の回復、精神状態の確認と赤ちゃんの発育、授乳状況の確認</p> <p>問合せ：《子育て相談課 母子保健係》 ☎：0277-43-2003・43-2009</p>
	<p>母乳外来助成事業</p> <p>対象者： ・桐生市に住所を有する、産後3ヶ月以内の方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母乳育児が困難で、母乳育児による不安が強い方 ・母乳外来による乳房マッサージを含む母乳育児指導を必要とする方 <p>内 容： 1回の母乳外来自己負担金に対して1,000円を助成（上限5回まで）</p> <p>※1回の自己負担金が1,000円に満たない場合はその金額を助成</p> <p>問合せ：《子育て相談課 母子保健係》 ☎：0277-43-2003・43-2009</p>
	<p>産後ケア事業</p> <p>対象者： 桐生市に住所を有する産後1年までの産婦とお子さんで、産後に心身の不調や強い育児不安のある方</p> <p>内 容： 委託医療機関で母子に対する心身のケアや育児のサポートを行う。継続支援を必要とする場合は7日を上限とする。</p> <p>利用者負担： ショートステイ（宿泊）型〈1泊〉 7,600円</p> <p style="padding-left: 2em;">デイサービス（日帰り）型〈1日〉 3,700円</p> <p style="padding-left: 2em;">デイサービス（日帰り）型〈半日〉 1,800円</p> <p style="padding-left: 2em;">アウトリーチ（訪問）型 1,200円</p> <p>問合せ：《子育て相談課 母子保健係》 ☎：0277-43-2003・43-2009</p>

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	過疎地域定住促進奨励金【結婚祝金】
	<p>対象者：結婚後、黒保根町に10年以上定住することを誓約した方 内 容：1組あたり5万円の結婚祝金を支給 問合せ：《黒保根支所地域振興整備課 産業振興係》 TEL：0277-96-2113</p>
	過疎地域定住促進奨励金【出産祝金】
	<p>対象者：黒保根町に10年以上定住することを誓約したご夫婦 内 容：出産時に第1子5万円、第2子10万円、第3子以降15万円の出産祝金を支給 問合せ：《黒保根支所地域振興整備課 産業振興係》 TEL：0277-96-2113</p>
住宅支援	桐生市立黒保根中学校生徒休日通学費補助金
	<p>対象者：黒保根中学校の通学距離片道2キロメートル以上の生徒 内 容：休日に登校する際のデマンドタクシー乗車料金を補助 問合せ：《教育委員会教育部学校教育課 学事係》 TEL：0277-46-1111（内線649）</p>
	わたらせ渓谷鐵道高校生等通学費補助金
<p>対象者：黒保根町に居住し、わたらせ渓谷鐵道を利用して高等学校等へ通学する生徒の保護者 内 容：通学費（定期券代）の35%以内を助成 問合せ：《教育委員会教育部生涯学習課 黒保根公民館》 TEL：0277-96-2501</p>	
住宅支援	きりゅう暮らし応援事業（住宅取得応援助成）
	<p>対象者：桐生市内に住宅を取得し、5年以上定住する方 内 容：市内に住宅を建築又は購入する方に対して、最大200万円を補助 ・補助金額 「①基本補助」と「②加算補助」の合計 （上限：住宅取得金額の10%または200万円のいずれか低い金額） ①基本補助 住宅取得金額の3パーセント（上限：30万円） ②加算補助 ア 夫婦加算（夫婦ともに49歳以下の場合）：15万円 イ 三世同居加算（親・子・孫が同居する世帯）：10万円 ウ 移住加算：20万円 エ 子ども加算：1人につき15万円 オ 誘導区域加算：10万円 カ 市内業者加算（注文住宅のみ）：10万円 キ 空き家・空き地バンク加算：15万円 問合せ：《建築住宅課 住宅係》 TEL：0277-46-1111（内線633）</p>
	きりゅう暮らし応援事業（住宅リフォーム助成）
<p>対象者：桐生市内に住宅を所有し、居住している住宅のリフォーム工事を行う方 内 容：個人が所有し居住している住宅の改築やリフォーム工事を行う方に、工事費用の一部を補助 ・補助金額 「①基本補助」と「②性能向上加算補助」の合計 ①基本補助 対象工事費の10%（子育て世帯は、対象工事費の20%）、限度額20万円 ②性能向上加算補助 対象工事費の10%（子育て世帯は、対象工事費の20%）、限度額10万円 問合せ：《建築住宅課 住宅係》 TEL：0277-46-1111（内線633）</p>	
住宅支援	きりゅう暮らし応援事業（空き家利活用助成）
<p>対象者：桐生市内にある空き家のリフォーム工事を行う方 内 容：①市外からの移住者が耐震有の物件をリフォーム ・条件 1年以上居住していない物件で、リフォームした住宅に10年以上定住すること ・補助金額 上限100万円（工事費の2/3以内） ②その他の場合 ・条件 1年以上居住していない物件で、リフォームした住宅に5年以上定住すること ・補助金額 「基本補助」と「加算補助」の合計 上限70万円（工事費の1/2） 基本補助 20万円以上の工事対象工事費の30%、限度額20万円（工事費の30/100） 加算補助 ア 移住加算：20万円 イ 子ども加算：1人につき15万円 ウ 空き家・空き地バンク加算：15万円 エ 性能向上加算：10万円 オ ファミリー加算（2人以上の世帯の場合）：15万円 ※各種条件有り 問合せ：《定住促進室 定住促進係》 TEL：0277-46-1111（内線367）</p>	

分類	事業名（対象者・内容）
住宅支援	<p>過疎地域定住促進奨励金【新築等祝金】</p> <p>対象者：黒保根町に10年以上定住することを誓約した方</p> <p>内 容：住宅の新築若しくは増改築及び改修を行った場合に奨励金を交付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新築 <ul style="list-style-type: none"> 延べ床面積が66㎡以上でかつ費用が1,000万円以上：15万円 延べ床面積が33㎡以上でかつ費用が500万円以上：10万円 ・増改築及び改修 <ul style="list-style-type: none"> 延べ床面積が33㎡以上でかつ費用が500万円以上：10万円 <p>問合せ：《黒保根支所地域振興整備課 産業振興係》 TEL：0277-96-2113</p>
	<p>空き家・空き地バンク</p> <p>対象者：桐生市内の土地・建物を買いたい（借りたい）方あるいは売りたい（貸したい）方</p> <p>内 容：空き家・空き地物件の情報をホームページなどで提供</p> <p>問合せ：《定住促進室 定住促進係》 TEL：0277-46-1111（内線367）</p>
	<p>勤労者貸付事業（住宅資金貸付金）</p> <p>対象者：・同一事業所等に1年以上継続して勤務している方 ・市内に自己の居住する住宅を新築、増改築しようとする勤労者、又は、建売住宅、中古住宅などを購入しようとする勤労者</p> <p>内 容：必要経費の80%以内で1世帯あたり1,000万円まで融資（融資期間：20年以内、融資利率2.5%以内（固定金利））</p> <p>問合せ：《商工振興課 商業金融担当》 TEL：0277-46-1111（内線563）</p>
	<p>ひまわり団地分譲事業</p> <p>対象者：契約締結日から3年以内に60㎡以上の専用住宅を建設し、生活の本拠とする方</p> <p>内 容：黒保根町の日当たりの良い高台の団地（9区画）の分譲販売 坪2万円台～ ※過疎地域定住促進奨励金（新築祝金）ときりゅう暮らし応援事業補助金も併用可</p> <p>問合せ：《黒保根支所地域振興整備課 建設係》 TEL：0277-96-2110</p>
	<p>市営住宅の紹介</p> <p>対象者：持ち家がなく、現在住宅に困窮している方</p> <p>内 容：群馬県住宅供給公社ホームページにおける市営住宅の紹介・相談・受付など（群馬県住宅供給公社ホームページ：https://www.gunma-jkk.or.jp/kiryu/） ※相談・受付など：群馬県住宅供給公社桐生支所</p> <p>問合せ：《建築住宅課 住宅係》 TEL：0277-46-1111（内線632） 《群馬県住宅供給公社 桐生支所》 TEL：0277-46-1111（内線625）</p>
	<p>新エネルギー設備設置補助金（蓄電池）（令和3年度環境都市推進補助金）</p> <p>対象者：自らが居住する市内の住宅に蓄電池を設置した方</p> <p>内 容：補助対象 ・蓄電池設備 ※条件有り ・補助件数 40件程度（注：先着順。予算の範囲内で実施。1世帯につき1回限り） ・申請受付期間 令和3年5月6日（木）～令和4年3月31日（木）</p> <p>補助金額 1キロワットアワーあたり1万円（上限5万円）</p> <p>問合せ：《環境課 環境都市推進担当》 TEL：0277-46-1111（内線575・454）</p>

分類	事業名（対象者・内容）
農業体験・就農支援	<p>貸し農園の設置(新里町ふれあい農園)</p> <p>対象者： 市内に居住し、農業に従事していない方 内容： 1区画60㎡の農園（全27区画）を年額5,000円で貸付（希望者は3年間継続利用可能） ※申込：毎年2月 問合せ：《新里支所地域振興整備課 産業振興係》 TEL：0277-74-2217</p>
	<p>新規就農者支援</p> <p>対象者： 独立・自営就農時の年齢が50歳未満の農業経営に強い意欲を持っている新規就農者 内容： 最長5年間で年間最大150万円の補助金を支給（1年目～3年目 150万円 4～5年目 120万円） （提出していただく経営開始計画が目標年次に生計が成り立つ実現可能な計画であること等が条件となります。前年の世帯所得が600万円（補助金を含む）を超えた場合などは支給停止になります。） 問合せ：《農林振興課 農業振興担当》 TEL：0277-46-1111（内線567）</p>
起業支援	<p>空き店舗活用型新店舗開設・創業促進事業補助金</p> <p>対象者： 個人の場合は市内在住、法人の場合は市内に法人登記を置くもの。 内容： 一定期間使用されていない店舗、事業所、工場や、一定期間居住していない住宅を利用して開業しようとする方に対し、改修工事費の1/2を補助する。補助上限額は以下のとおり。 ①中心市街地（※）の区域内での新店舗開設：100万円 ※市が指定した特定区域（本町一丁目～六丁目、末広町、錦町等） ②中心市街地の区域外での新店舗開設：50万円 ②は、一定期間使用されていない店舗改修のみ補助対象。 ③中心市街地区域内での事業所開設：20万円 問合せ：《商工振興課 商業金融担当》 TEL0277-46-1111（内線563）</p>
	<p>中心市街地空き店舗活用支援資金融資制度</p> <p>対象者： (1)市内中心市街地の従前商業(営業)活動に使われていた建物で、現在利用されていない空き店舗を利用し開業する方 (2)中小企業信用保険法に定める業種を営むまたは営もうとする方で、次のいずれかに該当する方 ア 融資実行後1か月以内に新たに事業を開始する具体的な計画を有する方 イ 融資実行後2か月以内に新たに法人を設立し、事業を開始する具体的な計画を有する方 ウ 事業を開始してから1年未満の方 内容： 必要経費の90%以内で1,000万円以内 (融資期間8年以内(内据置1年)、融資利率1.0%以内(固定金利)) ※保証料は全額市が負担 問合せ：《商工振興課 商業金融担当》 TEL0277-46-1111（内線563）</p>
その他	<p>お試し暮らし助成事業</p> <p>対象者： 桐生市へ移住を希望または検討している方 内容： 移住を目的に市内の宿泊施設に泊まった場合に、1人1泊2,000円（2泊まで・2人まで） 問合せ：《定住促進室 定住促進係》 TEL：0277-46-1111（内線367）</p>
	<p>電動アシスト自転車等購入補助金（令和3年度環境都市推進補助金）</p> <p>対象者： 市内の販売店で電動アシスト自転車を購入する方 内容： ①電動アシスト自転車：購入金額の4分の1（上限15,000円） ②①と同時に購入した自転車用チャイルドシート：購入金額の2分の1（上限5,000円） ③チャイルドシート付電動アシスト自転車 チャイルドシート相当分：一律5,000円 自転車本体相当分：購入金額からチャイルドシート相当分の1万円を差引いた額の1/4（上限1万5千円） ※各種条件有り ・補助件数 110件程度（注：先着順。予算の範囲内で実施。1世帯につき1台限り） ・申請受付期間 令和3年5月6日（木）～令和4年3月31日（木） 問合せ：《環境課 環境都市推進担当》 TEL：0277-46-1111（内線575・454）</p>